

ご遺族の方へ

潮来市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

潮来市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

潮来市役所 0299-63-1111（代表）

もくじ

1. 死亡届について.....	5ページ
2. 証明書の発行について.....	6ページ
3. 障害福祉の手続きについて.....	7ページ
4. 年金の手続きについて.....	7ページ
5. 介護保険について.....	8ページ
6. 葬祭費について.....	8ページ
7. 亡くなられた方に児童がいる場合.....	9ページ
8. 税の手続きについて.....	9ページ
9. 住宅関係の手続きについて.....	11ページ
10.市営墓地について.....	12ページ
11.外国籍の方の届出について.....	13ページ
12.お問い合わせ窓口一覧.....	14ページ
13.その他の主な手続きについて.....	15ページ

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
	戸籍の証明書等が必要ですか？	☐ はい ☐ いいえ	p.6
	外国籍でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.13
障害福祉	障害者手帳をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 7
年金	国民年金を受給又は、加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 8
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	後期高齢者医療保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
子育て	医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 9
	児童手当を受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	18歳以下のお子様がいるご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
税金	市・県民税の課税の手続きが必要ですか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 9
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.10
	固定資産税の課税の手続きが必要ですか？	☐ はい ☐ いいえ	
その他	市営住宅に入居していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.11
	会社員でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.15
	個人事業主でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.16

身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ(目安)

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	○ 納骨 ○ 四十九日 ○ 初七日 ○ 通夜葬儀告別式 ○ 葬儀法要の連絡・調整	
届出・手続	○ 相続放棄・限定承認 ○ 相続財産調査 ○ 相続人調査 ○ 遺言調査・遺言書の検認 ○ 公共料金等の手続(22ページ参照) ○ 年金関係の手続 ○ 健康保険・世帯主変更 ○ 死亡届等	
税金		○ 所得税の準確定申告(18ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○
一
周
忌

潮来市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(17ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(18ページ参照)

〈14ページ〜〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈次ページ〜〉
必要な手続きの
詳細について

◇ 死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

火葬場の予約をしてから届け出をお願いします。

◇ 火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名等をお知らせください。

◇ 届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇ 届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本等の提出が必要です)

◇ 必要なもの

- ・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）1通
- ・印鑑

◇ 潮来市に届出を提出する場合は

受付場所：市役所本庁舎1階市民課

受付時間：【平日(8:30～17:15)】【第2・第4日曜開庁日(8:30～12:00)】

【休日※(8:30～12:00)】※土曜日・祝日・日曜開庁日以外の日曜日

休日のご連絡をいただいてから職員が参りますので、お時間をいただきます。

【夜間・上記以外の時間】

警備員がお預かりします。火葬許可証の発行は翌開庁日以降となります。

2. 証明書の発行について

証明書の発行につきましては、窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許等）を確認しておりますのでお持ちください。

◇ 死亡の記載をされた戸籍の証明書※の発行

※戸籍謄本、除籍謄本
改正原戸籍謄本等

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります（土日祝日を除く）

- ・ 本籍地に届出をした場合 → おおむね 7 日
- ・ 本籍地以外に届出をした場合 → おおむね 14 日～ 21 日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本、改正原戸籍謄本等が必要となる場合があります。

戸籍謄本等を請求できる方

- ① 本人
- ② 配偶者
- ③ 父母、祖父母など（直系尊属）
- ④ 子、孫など（直系卑属）

戸籍の証明書は本籍地のみでの請求でしたが、令和 6 年 3 月 1 日から本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できるようになりました（広域交付）。広域交付での戸籍の証明書の詳細については 19 ページをご覧ください。

- ⑤ 上記以外の方で第三者の戸籍を取得する場合は、自己の権利の行使や義務の履行するため、及び官公庁の手続きのため等正当な理由がある場合に限りです。利害関係と請求理由を裏付ける疎明資料（死亡者との関係性が確認できるものや提出先から求めがあったことや必要性が確認できる書類等）を確認します。（広域交付は利用できません）
- ⑥ 上記①～⑤の代理人でその方からの委任状がある方（広域交付は利用できません）

◇ 亡くなられた方の住民票（除票）の発行について

住民票除票（亡くなられた方の住民票）のついては、同一世帯やご親族でも、利害関係と請求理由を裏付ける疎明資料（提出先から求めがあったことや必要性が確認できる書類等）を確認します。請求理由が明らかでない場合、必要な説明や追加資料の提出を求める場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 戸籍届出・住民登録担当
市役所本庁舎 1 階 1 番窓口（内線 112,113）

3. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度心身障害者等医療福祉費受給者証(マル福)など、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。	
手帳の返還について	社会福祉課 障害福祉担当 第3分庁舎(福祉事務所)(内線 393,394)
医療福祉費受給者証(マル福)について	市民課 保険年金担当 本庁舎 1階 2番窓口(内線 122)

4. 年金の手続きについて

年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

国民年金に加入中の方(国民年金第1号被保険者の方)が亡くなられたとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。	
市民課 市役所本庁舎 1階 2番窓口 (内線 123) 水戸南年金事務所 お客様相談室 029-227-3253	
※窓口にお越しの際は、亡くなられた方の年金手帳(年金受給者の場合は、年金手帳・年金証書)、手続きされる方の本人確認書類・預貯金通帳をお持ちください。	
※手続きの内容によっては、年金事務所、各共済組合、又はご遺族のお住まいの地域を管轄する年金事務所をご案内する場合があります。	
※遺族厚生年金の請求手続きについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。	

5. 介護保険について

潮来市の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高齢福祉課 介護保険担当
市役所本庁舎 1 階 3 番窓口 (内線 127,128)

6. 葬祭費について

「潮来市の国民健康保険に加入されていた方」又は「後期高齢者医療保険制度に加入され、茨城県後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して 50,000 円が支給されます。

◇ 申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の保険証(既に返還された場合は不要です。)
 2. 葬祭を行ったことが確認できるもの(会葬礼状等)
 3. 申請者(葬祭を行った方)の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 保険年金担当
本庁舎 1 階 2 番窓口 (内線 123,129)

7. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する各種手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。	
児童手当・児童扶養手当	子育て支援課 第3分庁舎(福祉事務所)(内線 386,388)
医療福祉費受給者証(マル福)について	市民課 保険年金担当 本庁舎 1階 2番窓口(内線122)

8. 税の手続きについて

◇ 市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月以降に住民税の納税通知書が送付されます。
また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ
税務課 住民税担当 市役所本庁舎 1階 4番窓口（内線 132～134）

所得税・相続税についてのお問い合わせ
潮来税務署 潮来市小泉南 1358 0299-66-6931

◇ 固定資産税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人代表者兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 固定資産税担当
市役所本庁舎 1 階 4 番窓口（内線 135,136）

所得税・相続税についてのお問い合わせ

潮来税務署
潮来市小泉南 1358 0299 - 66 - 6931

◇ 軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

原付（125cc 以下）・小型特殊自動車・ミニカー

税務課 住民税担当
市役所本庁舎 1 階 4 番窓口（内線 132 ～ 134）

125cc を超えるオートバイ

茨城運輸支局 050 - 5540 - 2017

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会茨城事務所
050 - 3816 - 3105（コールセンター）

9. 住宅関係の手続きについて

◇ 市営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、都市建設課へお問い合わせください。

◇ 必要な手続き

どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合
住宅を明渡す手続き
- (3) 入居名義人以外の方が亡くなられた場合
異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

都市建設課 市営住宅担当
第1分庁舎1階（内線348）

◇ 県営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が県営住宅入居者の場合の手続きの詳細については、茨城県住宅管理センターへお問い合わせください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

一般財団法人茨城県住宅管理センター
水戸センター 029-226-3350

10. 市営墓地について

◆ 市営墓地「ほりのうち霊園」

亡くなられた方が市営墓地「ほりのうち霊園」の使用権をお持ちの場合、使用権の承継手続きが必要です。手続きの詳細は、環境課へお問い合わせください。

【所在地】

茨城県潮来市堀之内 1221 番地 3

詳しくは下記へお問い合わせください。

市営墓地についてのお問い合わせ

環境課 市営墓地担当

市役所本庁舎 2 階 (内線 251)

MEMO

11. 外国籍の方の届出について

◇ 外国籍の方が亡くなったとき

外国籍の方が亡くなったときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

返納先 (持参するとき)

茨城県水戸市北見町 1-1 水戸法務総合庁舎 1 階
東京出入国在留管理局 水戸出張所

郵送先 (郵送するとき)

〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11
東京港湾合同庁舎 9 階 東京出入国在留管理局おだいば分室

◇ 亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなった方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局水戸出張所 029-300-3601
東京出入国在留管理局 0570-034259
(IP電話・外国から: 03-5796-7234)

12. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

潮来市役所 0299-63-1111（代表）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
P5	死亡届について	市民課	市役所本庁舎 1 階 1 番窓口
P7	障害福祉の手続きについて	社会福祉課	第 3 分庁舎（福祉事務所）
P7	年金の手続きについて	市民課	市役所本庁舎 1 階 2 番窓口
		水戸南年金事務所	029-227-3253
P8	介護保険について	高齢福祉課	市役所本庁舎 1 階 3 番窓口
P8	葬祭費について	市民課	市役所本庁舎 1 階 2 番窓口
P9	亡くなられた方に 児童がいる場合	子育て支援課	第 3 分庁舎（福祉事務所）
P9	住民税について	税務課	市役所本庁舎 1 階 4 番窓口
P9	所得税、相続税について	潮来税務署	0299-66-6931
P10	固定資産税について	税務課	市役所本庁舎 1 階 4 番窓口
P10	軽自動車税について	原付（125cc 以下）・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 住民税担当	
		125cc を超えるオートバイの場合 茨城運輸支局 050-5540-2017	
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会茨城事務所 050-3816-3105（コールセンター）	
P11	市営住宅関係の手続きについて	都市建設課	第 1 分庁舎 1 階 都市計画グループ窓口
P11	県営住宅関係の手続きについて	茨城県住宅管理センター 水戸センター	029-226-3350
P12	市営墓地について	環境課	市役所本庁舎 2 階
P13	外国の方が亡くなられた ときの特別永住者証明書 （外国人登録証明書）の返 納先、郵送先について	〈返納先〉 東京出入国在留管理局	水戸出張所
		〈郵送先〉 東京港湾合同庁舎 9 階 東京出入国在留管理局 おだいば分室 東京都江東区青海 2-7-11	
P13	亡くなられた方の配偶者 やご家族が外国籍の方の 場合	東京出入国在留管理局 水戸出張所	029-300-3601
		東京出入国在留管理局	0570-034259 （IP 電話・外国から:03-5796-7234）

13. その他の主な手続きについて

◇ 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載しておりますが、詳しくは勤務先へご確認ください。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		故人の被扶養者であった場合には、同時に資格喪失となりますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 〈手続先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

◇ 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて（一般的な例）

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
 ※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため
 事前に確認しておきましょう。

必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
 提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を
 行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
 遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にど
 こにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

〈潮来市から埋葬されている遺骨を移すとき〉

市民課 改葬許可担当
 市役所 本庁舎1階1番窓口（内線112.113）

◇ その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、所有する固定資産を確認することができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 +600万円×法定相続人の数

不動産に関するルールが大きく変わります

相続登記がされないこと等により、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない所有者不明土地が発生すると、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まないことから社会問題となっています。
所有者不明土地問題を解消するための新しい制度が、令和5年度から順次開始されます。

1 相続登記の義務化 令和6年4月1日から

- ① 相続（遺言による場合を含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなくなります。
・令和6年4月1日前に相続が開始した場合においても対象となります。
- ② 遺産分割の協議が成立したときは、不動産を取得した相続人は、その成立を知った日から3年以内にその内容を踏まえた相続登記の申請をしなければならなくなります。

相続登記には、相続人全員を把握するための戸籍謄本の収集が必要です。
そこで、これまでと異なる新たな仕組みが設けられます。

新設

相続人申告登記

※他の相続人の協力は不要です。



資料収集の負担を軽減

お問合せを
お待ちしております



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



2 相続土地国庫帰属制度 令和5年4月27日から

相続又は遺贈により土地を取得した相続人が、土地を国庫に帰属させることを可能とする制度です。

お問合せは

水戸地方事務局不動産登記部門 TEL:029-221-5130（直通）

令和6年
3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！
1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口
に請求できます！

ここが便利に！
2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口でまとめて請
求できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

ボクは
コセキツネ!



とっても便利に
なるんだね!

令和6年3月1日から、戸籍証明書
等を最寄りの市区町村の窓口でも
取れるようになるんだ!
さらに、一か所の市区町村の窓口
にまとめて請求できるよ!



そんなことはないよ!



君はだれ?

広域交付始まるの巻

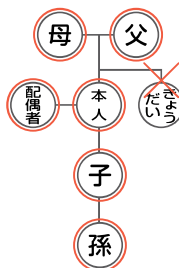


相続の手続を
したいけど、
本籍地が全国
各地にあるから
戸籍証明書を
集めるのが
大変だなあ...



広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません)。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。



本人の戸籍証明書等だけでなく
・ 夫又は妻(配偶者)
・ 父母、祖父母など(直系尊属)
・ 子、孫など(直系卑属)
の戸籍証明書等も請求できるよ!



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

最寄りの窓口で
取れたよ!



これで相続登記も
ばっちりだね!

なるほど!



きょうだいの戸籍証明書等は請求
できないから気をつけてね!



ほかにも
便利な制度が
始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索

法務省HP



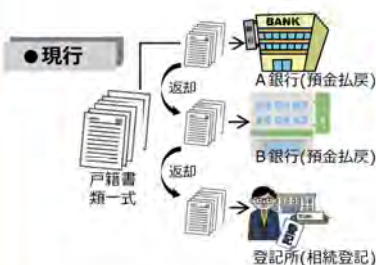
あなたの相続手を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

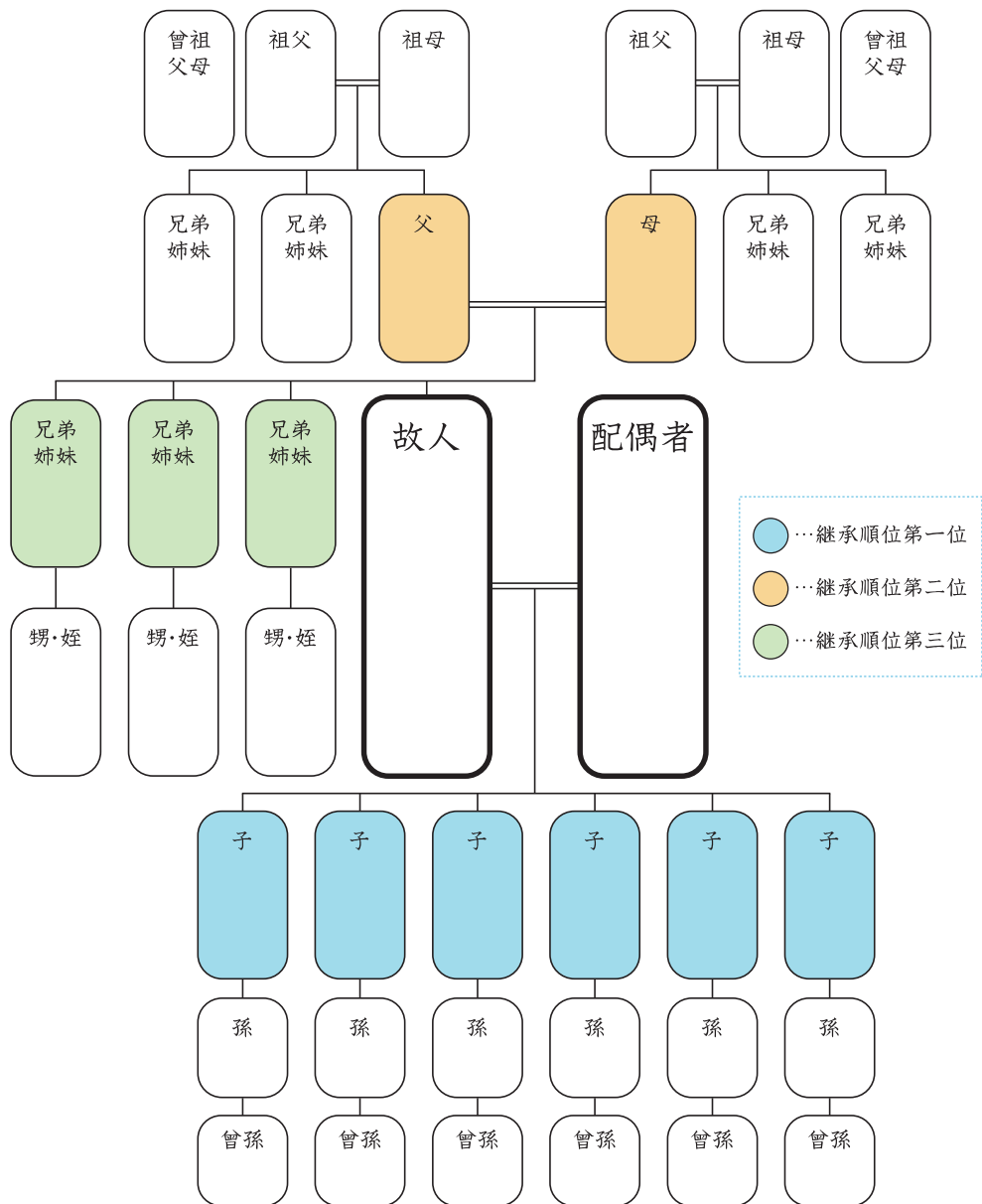


※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

◇ 少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☒	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
☒	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
☒	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
☒	上下水道料金の 名義変更・解約		ヴェオリア・ジェネッツ(株) 潮来営業所 (潮来市役所 本庁舎1階) 0299-94-5037	
☒	NHKの名義変更・解約		NHK	
☒	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☒	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
☒	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

◇ ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険 損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金 企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

MEMO

ご供養の想いを
形にします。



長年にわたり地元のお客様にご愛顧いただいております

建墓後のアフターサービスも充実

お墓の工事



リフォーム



クリーニング



お墓の購入から納骨式のお手伝い・戒名追加彫刻・お墓の片付けなど、お気軽にご相談ください。

大型展示場は東関道潮来インターチェンジすぐそば

モバイルサイトは
\こちらから\

(有)大谷石材店

〈事務所〉茨城県潮来市延方4828

〈展示場〉茨城県潮来市福島4195-1

<http://otanisekizai.jp>

☎0299-66-4381



無料相談受付中 ご自宅訪問もOK!

相続手続き

にお困りの方は私にお任せください

相続手続き

戸籍収集

銀行解約手続き

口座の有無の調査

遺言書作成



行政書士 佐藤信成

全てお任せプラン、ある程度は自分でやって費用を減らしたい。

皆様のご希望に合わせたご提案を致します。

まずはお気軽にご相談ください

鹿嶋市鉢形 1526-17

サンポート別棟2階

相続遺言あんしん相談室

行政書士佐藤信成事務所内

☎ 0299-90-2160

営業時間：9:00～18:00 土日祝日も相談対応可・不定休
無料相談は、お電話にてご予約をお願いいたします。

本誌ご持参で、銀行解約手続き、3件目から半額にて対応いたします。

お葬式 最新事情



● 葬儀トラブルにご用心！

過去2年間で国民生活センターへの葬儀の苦情は1.4倍に！
その中で多いのが、費用に関するトラブルです。

● 相見積もりは通用しない！

2023年、毎日新聞 笑顔のお葬式が葬儀の事前相談に立ち会った際
実際にかかる費用を伏せて見積を作るなど、**追加代金の発生する
見積書が全体の9割！**

※ご家族側の事由で追加代金が発生する場合を除く

追加代金は嫌！という方へ あなたの財布の守り方

→信頼できる葬儀社選びが必要な時代です。

見積書をもったら「この他にいくらかかるの？」と念を押しましょう。

山本葬祭 安心の証明

2024年1月 毎日新聞 東京本社で行われた葬儀セミナーで



追加代金のない
良心的な葬儀社の見積例

として山本葬祭が紹介されました！

山本葬祭
の取組み

安心が大事！全部でいくらかかるか、
最初から正直にお伝えしています。

全部でいくら、がわからないと
きちんと検討できないですね。

お葬式の？ なんでもご相談ください。

山本葬祭 TEL 0299-62-3144

潮来市潮来486-1

24時間対応 自社ホール（潮来・鹿嶋）・安置室完備

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし 子どもがいない 頼れる身内がない 誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック



専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料！



0120-982-219

【受付時間】
9:00～17:30(年中無休)
※年末年始を除く

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入金にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



発 行 潮来市
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024年4月作成

